

苦情の受付 及び 解決結果のご報告

報告番号 決令 5 第 1 号

令和6年3月31日
株式会社 ニューマン
マミー吉祥寺保育園
施設長 山崎 絹代

社会福祉法 第八十二条 及び 厚生省児童家庭局長通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（平成29年3月7日児発第575号）」に基づき、下記のとおり苦情解決結果の公表を致します。

記

日	発生年月日	令和	年	月	日	発生時刻	時	分	☐ 不詳
時	受付年月日	令和	年	月	日	受付方法 ☐ 対面 ☐ 電話 ☐ メール			
苦 情 概 要									
苦 情 解 決 の 報 告	令和5年度は苦情はありませんでした。								
委 員	第三者委員への報告の要否 ☐ 要 ☐ 否								
	話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否 ☐ 要 ☐ 否								

以 上